

令和元年度事業報告書

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人カラフル

1 事業実施の成果

法人設立5年目。下半期(令和2年4月1日)より、3つ目の事業となる共同生活援助事業を開始した。日中活動支援としての就労継続支援事業と日中一時支援事業に加え、居住支援である共同生活援助事業をはじめたことで、小規模ではあるがより幅広く地域の障がい福祉に貢献できる体制を確保できた。また、来年度より日中サービス支援型の共同生活援助事業を開始する予定で、より充実した支援体制を構築していくステップを踏むことができた。

以下、事業ごとの報告を行う。

【就労継続支援B型事業】

今年度、就労継続支援B型事業の1日当たりの平均利用者数は22.1人で昨年度よりも2.5人増加となった。手厚い支援を行うことを心掛け、安心安全に通所ができる施設として成果が表れている。一方で昨年度も課題であった記録のデジタル化や定期刊行物の発刊等の運営管理面での計画の遅れが解消できなかった。作業内容の拡充(農業分野や自主製品の開発・販売)の遅れも依然として課題ではあるが、農業(養蚕や露地野菜)、機織りや皮革製品など来年度へむけ大きく準備を進めることができた。

利用者様が安心安全に通所できる環境づくりと体制の確保・改善を心掛けているが、本年度中の退所者が3名いた。目標としていた“退所者0”を達成することはできなかったが、延べ利用者数の増加が示す通り、質の高いサービス提供はできていると判断できる。

就労支援事業(作業)に関しては、今年度より3つのグループ(内職班、工芸班、農業班)に分け、利用者様それぞれの障がい特性等に合わせた作業を提供できる仕組みへ変更した。内職班は従来通り、マックスの箱詰め、ボールペンや電子部品の組み立てなどの内職の軽作業を行い、工芸班は自主製品(紡績、機織り、和紙づくり、革製品)の開発販売、農業班は養蚕と露地野菜の栽培に取り組んだ。これらは、工賃向上へ向けと取り組みでもあったが、結果は一人当たりの月平均14,941円で計画(17,250円)を達成することはできなかった。コロナ禍の影響による内職作業の受注量の減少なども影響しているが、昨年同様、農業(養蚕や野菜栽培)、Tシャツ等のプリント作業や自主製品の開発販売を軌道に乗せない限り抜本的な改善は見込めない。今年度は、来年度へ向けた準備を進めることができたので、来年度以降目に見える工賃アップにつなげていきたい。

レクリエーションや施設外活動に関しては、コロナ禍の影響で限定的なものとなった。上半期は昨年同様に地域の一般・福祉事業所や住民の方々と交流をはかったり、内職等の受注や工場見学に出向いたり、就労意識向上や見識を深める機会の提供ができていた。しかし、下半期はコロナ禍の影響で多くの場面で自粛を強いられ、それらの活動はほぼできなかった。

【日中一時支援事業】

利用契約者1名で延利用回数は33回にとどまった。いつでも対応できるように事業は継続するが、来年度の実際の利用は見込んでいない。

【共同生活援助事業】

令和2年4月1日に吉岡町大久保で開所。実態としては、特定非営利活動法人桃の井が運営していたグループホームを建物や設備及び入居者（利用者）をそのまま引き継いだかたちである。実際の手続きとしては、3月31日でNPO 桃の井のグループホームは廃止、4月1日より当法人がグループホームを新規で開始した。引継ぎ前中後の支援もスムーズに行うことができ、入居者も安心安全に生活を続けている。

【全体共通】

常勤支援員を中心にスキルアップにつながる研修等もコロナ禍の影響を受けた。特に国や県が行う研修等の多くが中止となり、一部のオンライン研修しか受講できなかった。自事業所内の勉強会は隔月で開催した。今後一層、支援員のスキルや知識、支援や支援体制の質を改善向上して行くという意識を持ちサービス提供をしていく。次年度以降もノーマライゼーションの実現に向け、福祉従事者として邁進していく所存である。

最後に、寄付を頂いた方々や活動に協力して下さった方々に謹んで感謝の意を表します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
就労継続支援事業	就労継続支援B型事業所「カラフル」の運営	平成28年2月1日～	カラフル(渋川市)	12名	渋川市及びその近隣市町村の障がい者 定員 20名
日中一時支援事業	障がい者(児)を日常的に介護している家族や介護者が、休息や病気、就労、冠婚葬祭などの理由で介護できない時に、日中に一時的に障がい者(児)に日中活動の場を提供する。	平成29年4月1日～	カラフル(併設事業所)	2名	渋川市、前橋市、高崎市、吉岡町の障害者(児) 定員 3名
共同生活援助事業	グループホーム共同生活援助事業所「ひだまり」の運営	令和2年4月1日～	吉岡町	4人	渋川市、前橋市、高崎市、吉岡町、榛東村の障害者 定員 6名

1. 事業内容

(ア) 就労継続支援B型事業

- ① 個別支援計画の作成
- ② 就労の機会及び生産活動の機会の提供
- ③ 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- ④ 施設外就労・支援

- ⑤ その他必要な支援
- (イ) 日中一時支援事業

就労継続支援B型事業所カラフルの併設事業所として、日中、就労継続支援B型事業所カラフルにおいて、障がい者や障がい児に活動の場を提供することにより、見守りや社会に適応するための日常的な訓練やその他市町村が認めた適切な支援を行う。
- (ウ) 共同生活援助事業
 - ① 共同生活援助計画の作成
 - ② 利用者に対する相談
 - ③ 食事の提供
 - ④ 健康管理・金銭管理の援助
 - ⑤ 余暇活動の支援
 - ⑥ 緊急時の対応
 - ⑦ 日中活動の場等との連絡・調整
 - ⑧ 夜間における支援
 - ⑨ 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - ⑩ ①から⑨に附帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

2. 事業所の定員

- (ア) 就労継続支援B型事業 20名 (登録者 27名 (R2.9.30現在))
- (イ) 日中一時支援事業 3名 (登録者 2名 (R2.9.30現在))
- (ウ) 共同生活援助事業 6名 (登録者 5名 (R2.9.30現在))

3. 事業所においてサービスを提供した主たる対象者

- (ア) 就労継続支援B型事業 知的障害者 及び 精神障害者
- (エ) 日中一時支援事業 知的障害者 及び 精神障害者
- (オ) 共同生活援助事業 知的障害者 及び 精神障害者

4. 事業所の営業日及び時間

- (ア) 就労継続支援B型事業
 - ① サービス提供日 月曜日から金曜日 (土曜日)
 - ② サービス提供時間 原則午前9時20分から午後3時20分
- (イ) 日中一時支援事業
 - ① サービス提供日 月曜日から金曜日 (土曜日)
 - ② サービス提供時間 原則午前9時00分から午後6時00分
- (ウ) 共同生活援助事業
 - ① サービス提供日 毎日
 - ② サービス提供時間 午前6時00分から9時00分
午後3時30分から7時30分

5. 事業所に勤務する職員数 (令和2年9月30日現在)

- (ア) 就労継続支援B型事業
 - ① 管理者 1名
 - ② サービス管理責任者 1名

- ③ 職業指導員 3名
- ④ 生活支援員 3名
- ⑤ 目標工賃達成指導員 2名

(イ) 日中一時支援事業

就労継続支援B型事業所カラフルの併設事業所の為、職員構成や人数は前項と同じ

(ウ) 共同生活援助事業

- ① 管理者 1名
- ② サービス管理責任者 1名
- ③ 生活支援員 1名
- ④ 世話人 1名

6. 月別利用状況

(ア) 就労継続支援B型事業

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
サービス提供日数	22	22	22	22	21	23	22	22	22	23	22	22	265
延利用者数	485	468	457	486	458	538	522	522	528	521	425	440	5850

(イ) 日中一時支援事業

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
サービス提供日数	22	22	22	22	21	23	22	22	22	23	22	22	265
延利用者数	5	9	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33

(ウ) 共同生活援助事業（グループホーム）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
サービス提供日数	—	—	—	—	—	—	30	31	30	31	31	30	183
延利用者数	—	—	—	—	—	—	150	151	150	153	152	149	905

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

平成元年 12月 14日

(2) 理事会

平成元年 12月 14日

(法第28条第1項関係様式例)

年間役員名簿

(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無)

令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人カラフル

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた 期間
理事	大山 剛		令和元年10月1日 ～ 令和2年9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	高木 英里奈		令和元年10月1日 ～ 令和2年9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	関 早霧		令和元年10月1日 ～ 令和2年9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	狩野明美		令和元年10月1日 ～ 令和2年9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	大山 かほる		令和元年10月1日 ～ 令和2年9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	後藤未奈子		令和元年10月1日 ～ 令和2年9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日

(備考)

- 1 「役職名」「氏名」欄には、____の期間中に役員であった全ての人について、理事、監事を別に記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「就任期間」欄には、____の期間中に役員であった者の全てについて当該期間内で実際に役員であった期間を記載する。
- 4 「報酬を受けた期間」欄については、「就任期間」中に報酬を受けたことがある役員についてのみ報酬を受けた期間を記載する。

(法第28条第1項関係様式例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

令和2年9月30日現在

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人カラフル

	氏名	住所又は居所
1	大山剛	
2	高木英里奈	
3	後藤未奈子	
4	関早霧	
5	根岸千夏	
6	大山かほる	
7	狩野明美	
8	高橋紗也香	
9	加邊正人	
10	地野み咲	
11	泊美玲	

(備考)

- 1 時点は前事業年度の最終日を記載する。
- 2 「氏名」欄には、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載する。
- 3 名簿は、前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。